

番5号、群馬県高崎市八島町262番地、埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号、千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3、神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号、長野県長野市南県町1082番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号、三重県四日市市浜田町12番18号、島根県松江市中原町6番地、岡山県岡山市北区山下一丁目3番19号、広島県広島市中区八丁堀15番6号、香川県高松市亀井町2番1号、愛媛県松山市三番町七丁目13番13号、福岡県福岡市博多区御供所町1番1号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号、長崎県長崎市万才町3番4号、鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号及び沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	番5号、群馬県高崎市八島町262番地、埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号、千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3、神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号、長野県長野市南県町1082番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号、三重県四日市市浜田町12番18号、島根県松江市中原町6番地、岡山県岡山市北区山下一丁目3番19号、広島県広島市中区八丁堀15番6号、香川県高松市亀井町2番1号、愛媛県松山市三番町七丁目13番13号、福岡県福岡市博多区御供所町1番1号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号、長崎県長崎市万才町3番4号、鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号及び沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号
---	---

(建築住宅課)

富山県告示第290号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称	有限会社さくらい
サービスの種類	通所介護

事業所	名称	デイサービスさくらい
	所在地	黒部市堀高24番地1
	介護保険事業所番号	1670700234
廃止の届出を受理した年月日		令和2年4月22日

富山県告示第291号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
富山県氷見市小杉字谷内1の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

富山県告示第292号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
富山県黒部市荒俣字砂場127の3（次の図に示す部分に限る。）

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

テレビ会議システム 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 2 年 9 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を 4(2)に掲げる期限までに 4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格

を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 応札仕様書等の提出期限

令和2年6月19日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札参加申込書の提出期限

令和2年6月19日 午後5時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

令和2年6月10日から同年6月18日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (4) 入札書の提出方法

10に掲げる方法のいずれかにより、令和2年6月29日正午（必着）までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。ただし、窓口持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に提出することとし、提出期間最終日は、午前8時30分から正午までに、前記(1)に掲げる入札書の提出場所に提出すること。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和2年6月29日 午後1時30分以降

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部6階 会計課内

(3) 開札は、4(1)の部署の入札執行者、立会者及び本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札は、5(3)に掲げる方法で執行するので、入札参加者の立会いはできないものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとし、結

果については異議を受け付けないものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札（2回目の入札）をするものとし、入札参加者に直ちに初回入札の最低価格及び再入札の日時を事前に申告された FAX 番号に通知するものとする。
- (5) 再入札書の提出期限は、原則として、再入札通知の日の翌々日（日曜日及び土曜日は除く。）の正午とする。
- (6) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 入札書等関係書類の受付方法

(1) 郵便の場合

入札参加者は、入札書と入札参加資格確認通知書の写しを同封して密封し、糊付け部に割印（代表者印に限らないものとする。）を押した上で、その封皮に必要事項を記載した「入札書送付票」を貼り付けて簡易書留により郵送するものとする。

なお、入札書送付票の貼付けのないものは入札書を無効とする。

(2) 窓口持参の場合

前記(1)に従い作成した「入札書送付票」を貼り付けたものを4(1)の部署に4(4)の期限までに窓口提出するものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年6月10日

頁 4

行 下から1行目

誤 (2) 審査請求の処理件数 3件(一部容認1件、棄却2件)

正 (2) 審査請求の処理件数 3件(一部容認2件、棄却1件)